

# 令和4年度がれき類（倒伏墓石）の収集運搬・処分業務委託 仕様書

## 1 業務名

令和4年度がれき類（倒伏墓石）の収集運搬・処分業務

## 2 業務場所

市有西行墓地（久留米市高良内町3389-1）内（A地区の残り）

別紙のとおり

## 3 業務目的

市有西行墓地敷地内において、市が指定するがれき類である倒伏墓石を掘り起こし、収集運搬及び中間処理（破碎）を行い適正に処分する。

## 4 業務内容

### （1）収集運搬

ア 市有西行墓地内に散在する、市の指定するがれき類である倒伏墓石（位置・容量は別紙のとおり）について、指定の場所より掘り起こしたうえ収集運搬する。

なお、作業の過程で土中等に遺骨の存在が確認された場合には、作業を中断し直ちに市へ報告し市の指示にしたがうこと。

イ 移動時は、周囲の墳墓、通路、樹木等に破損等のないように慎重に作業することとし、必要に応じて機材等搬出入のための通路の拡幅等（原形復旧は不要）を行うこと。

ウ 機材等搬入出時等に私有地を使用する場合は、所有者の了承を得ること。

エ 墓地利用者の参拝の妨げにならないように通路の確保等を行うこと。

### （2）処分

ア （1）で収集運搬したがれき類を中間処理（破碎）することとし、破碎後の大きさは、50mm以下で、文字が判読できない程度とすること。

イ 破碎後は、再生碎石等として利活用すること。

## 5 履行期間

契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで

## 6 作業計画

（1）受託者は、契約後速やかに業務計画書を作成し、業務着手前に監督職員の承諾を受けなければならない。

業務計画書には次の事項を記載するものとする。

ア 業務名

イ 業務箇所

ウ 契約年月日

エ 工期

オ 作業編成

カ 作業計画表

キ 安全管理体制表及び連絡体制表（緊急時を含む）

ク その他

- (2) 受託者は、業務計画書に重要な内容の変更が生じた場合は、理由を明確にしたうえ、その都度監督職員に変更業務計画書を提出しなければならない。

## 7 業務完了報告書

業務完了後、業務完了報告書に以下の書類を添付して提出すること。

- (1) 現地の写真（収集運搬前・収集運搬後）  
(2) 作業工程ごとの写真（作業前、作業中、作業後）  
写真は、写真帳に整理し、それぞれ正副の2部提出のこと。

## 8 総則

- (1) 本業務の履行に当たっては、契約書・委託者の承認事項に基づき、委託者の指示に従い業務を実施すること。  
(2) 協議は必要に応じて行い、第1回打合せ・業務完了報告は主任技術者が原則立ち会うこと。  
(3) この業務に關し、知り得た情報を委託者及び受託者以外に漏らさないこと。  
(4) 業務完了後において、明らかに受託者の責にともなう業務の瑕疵が発見された場合は、受託者は直ちに修正を行わなければならない。  
(5) 業務が完了した場合、社内検査を行い、業務完了報告書を提出し委託者の審査を受け、必要があるときは所定の訂正、修正を行い検査官の検査を受け、所定部数を委託者に引き渡すこと。  
(6) 受託者は、本業務の実施にあたっては、通行人や近隣住民等に配慮し、土埃防止や騒音防止等環境対策及び安全対策に努めること。  
(7) 受託者が、本業務中において現場内の他の墳墓等に損害を与えた場合は、受託者の責任において損害賠償を行うこと。ただし、委託者の責に帰する事由による場合は、この限りではない。  
(8) 天災等不可抗力によると認められる原因により、業務遂行が不可能となった場合には、協議の上、その後の処置を決定する。  
(9) 受託者は、業務の実施に当たり、疑義が生じた場合はすみやかに監督職員と協議しなければならない。

## 9 暴力団排除に関する事項

受託者は、当該業務の施工に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力をすること。  
(2) 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。  
(3) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。